

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

資料 2

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画		変更する面積			変更後の計画	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	236,804	15.5%	0	0	0	236,804	15.5%
農業地域(b)	746,985	48.9%	0	18	△ 18	746,967	48.9%
森林地域(c)	1,174,694	76.9%	0	60	△ 60	1,174,634	76.9%
自然公園地域(d)	72,011	4.7%	0	0	0	72,011	4.7%
自然保全地域(e)	4,956	0.3%	0	0	0	4,956	0.3%
五地域計 (f: a+b+c+d+e)	2,235,450	146.3%	0	78	△ 78	2,235,372	146.3%
白地地域	8,326	0.5%	17	0	17	8,343	0.5%
県土面積	1,527,889	100.0%	0	0	0	1,527,889	100.0%

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。

注7:「県土面積」は、平成25年10月1日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

注9:「現行計画の面積」は、平成26年11月27日現在の数値であること。

市町村復興整備協議会における土地利用基本計画変更面積

五地域区分	H25国土審における 変更後の計画		H26.2.24開催	H26.3.25開催		H26.4.24開催		H26.6.27開催		H26.9.30開催	H26.10.28開催		H26.11.27開催	合計 面積 (ha)	現行計画 (H26.11.27現在)	
			H26.2.24公表	H26.3.25公表	H26.3.25公表	H26.4.24公表	H26.4.24公表	H26.6.27公表	H26.6.27公表	H26.9.30公表	H26.10.28公表	H26.10.28公表	H26.11.27公表			
	大槌町	山田町	陸前高田市	大船渡市	陸前高田市	釜石市	大船渡市	大船渡市	大船渡市	大船渡市	陸前高田市	大槌町	面積 (ha)		割合 (%)	
都市地域(a)	236,804	15.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	236,804	15.5
農業地域(b)	746,985	48.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	746,985	48.9
森林地域(c)	1,174,721	76.9	△ 3	△ 1	△ 18	△ 3	△ 1	△ 1	△ 1	△ 2	△ 2	7	△ 2	△ 27	1,174,694	76.9
自然公園地域(d)	72,011	4.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72,011	4.7
自然保全地域(f)	4,956	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,956	0.3
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,235,477	146.3	△ 3	△ 1	△ 18	△ 3	△ 1	△ 1	△ 1	△ 2	△ 2	7	△ 2	△ 27	2,235,450	146.3
白地地域	8,315	0.5	0	0	10	0	1	0	0	0	0	0	0	11	8,326	0.5
県土面積	1,527,889	100.0													1,527,889	100.0

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面ページ数)	関係市町村名	変更前(ha)				変更後(ha)				白地地域の増減(ha)	変更部分の地目現況(ha)	変更を必要とする理由	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況		
			地域区分		細区分		変更面積(ha)		地域区分							細区分(予定)	
1	滝沢農業地域【縮小】(P6~P7)	滝沢市(大崎)	都市農業	6	調整	6	農業	△ 6	都市	6	調整	6	道路宅地	1 6	市街化区域への編入により都市的土地利用を図るため、農業地域から除外する。	・農業振興地域の区域の変更(H27.3予定)	
2	滝沢農業地域【縮小】(P8~P9)	滝沢市(巢子)	都市農業	6	調整	6	農業	△ 6	都市	6	調整	6	農用地 道路宅地	2 1 4	市街化区域への編入により都市的土地利用を図るため、農業地域から除外する。	・農業振興地域の区域の変更(H27.3予定) ・滝沢農業振興地域整備計画の変更(H27.3予定)	
3	矢巾農業地域【縮小】(P10~P11)	矢巾町(南明堂)	都市農業	6	調整	6	農業	△ 6	都市	6	調整	6	道路宅地	1 5	市街化区域への編入により都市的土地利用を図るため、農業地域から除外する。	・農業振興地域の区域の変更(H27.3予定)	
4	花巻森林地域【縮小】(P12~P13)	花巻市(矢沢)	都市農業 森林	1	民林	1	森林	△ 1	都市農業	1			その他	1	砂利洗浄プラント建設により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H29)	H24.11 林地開発許可 H25.9 完了
5	遠野森林地域【縮小】(P14~P15)	遠野市(松崎町)	農業森林	2	民林	2	森林	△ 2	農業	2			その他	2	太陽光発電施設整備により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H29)	H25.6 林地開発許可 H26.5 完了
6	北上森林地域【縮小】(P16~P17)	北上市(口内町)	農業森林	4	民林	4	森林	△ 4	農業	4			その他	4	太陽光発電施設整備により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H29)	H25.12 林地開発許可 H26.7 完了
7	奥州森林地域【縮小】(P18~P20)	奥州市(胆沢区若柳)	森林公園	53 36	民林 公特	53 36	森林	△ 53	公園	36	公特	36	水面 その他	53	胆沢ダム用地造成により現況が森林でなくなったため、森林地域から除外する。	北上川中流地域森林計画の樹立(H29)	H26.3 林地開発了承 H26.3 完了
合計							△ 78						17				

注1)「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区分名(例:〇〇都市地域)を記載する。

注2)「地域区分」の欄には、都市地域は「都市」、農業地域は「農業」、森林地域は「森林」、自然公園地域は「公園」、自然環境保全地域は「保全」という略称を用いる。

注3)「細区分」の欄には、市街化区域は「市街」、市街化調整区域は「調整」、その他都市計画区域における用途地域は「用途」、農用地区域は「農用」、国有林は「国林」、地域森林計画対象民有林は「民林」、保安林は「保安」、特別地域は「公特」、特別保護地区は「保護」、原生自然環境保全地域は「原生」、特別地区は「保特」と記載する。

注4)「面積」には、整数値を記載する。

注5)「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。

注6)「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。

注7)「変更部分の地目現況」は、整数で記載するため、「変更面積」を上回ることがある。

2 変更スケジュール

時期	土地利用基本計画 変更スケジュール	個別規制法サイドのスケジュール				
		都市計画法	農振法	森林法	自然公園法	自然公園法
平成26年11月	○国土交通省事前調整開始 (11/28)			○市町村・森林管理局意見 聴取		
平成26年12月	○市町村意見聴取開始 (12/1) ○国土交通省事前調整完了 (12/22) ○市町村意見聴取完了 (12/25)		○事前協議(市→県) ○事前協議回答(県→市)	○森林審議会(12/11) ○農林水産大臣協議、地域 森林計画公表(下旬)		
平成27年1月	○国土利用計画審議会 (1/26) ○国土交通省本協議 (1月下旬~2月上旬)	○変更案公告・縦覧	○関係機関意見照会 ○変更案公告・縦覧・異議 申立(1月~2月)			
平成27年2月		○都市計画審議会(中旬) ○変更協議(県→整備局→農 政局)(下旬)				
平成27年3月	○国土交通省本協議完了 (下旬) ○計画変更決定、県報告示 (中旬)	○変更協議回答(農政局→整 備局→県) ○変更決定・告示(下旬)	○変更協議(市→県) ○計画変更同意回答 (県→市) ○公告(下旬)			
平成27年4月 以降				○北上川中流地域森林計画 の樹立(H29)		